

中村宗雄教授のこと

外岡茂十郎

中村宗雄教授は、明治二十七年八月九日神田の猿樂町に生まれ、その錦華高等小學校から大成中學に學んだ、言わば江戸で生まれて江戸で育つた、生粹の江戸つ子である。

江戸つ子のもつ任侠とか、淡泊とか、負嫌とか、といった氣風は、教授の撓ゆまざる修養によつて、年とともに洗練され、そのよき意味での江戸つ子かたぎは、教授の學究生活の上にも、日常生活の上にも、多くの影響を與えていくように思われる。

教授は、明治四十四年三月大成中學を卒えられたが、早稻田大學專門部政治經濟科二學年に編入されたのは、大正二年九月である。大正四年七月同政治經濟科を卒業すると、直ちに早稻田大學法學部獨法科二學年に編入され、大正六年七月同獨法科を卒業しておられる。大成中學も四年編入であつたので、中學生としての二ケ年、大學生としての四ケ年、これが教授の學生生活の全部である。當時の學制からすれば、中學が五ケ年、高等豫科が一ケ年半、大學が三ケ年であつたから、その進學過程は決して尋常なものではなかつた。中學以上の在學年數を計算すると、中學を卒

えて高等豫科に一ヶ年在學されたという年數にしか過ぎない。このような變則な學生生活をもたれたにもかかわらず、その進學過程が示すように必ずしも順境にのみあつたとはいえないにもかかわらず、教授が、學者として最高の地位である、日本學士院會員に推舉されていることは、教授の豊かな天分にもよること勿論ではあるが、教授の異常な努力を考慮に入れないでは、到底考え得られないことである。ここに、われわれの學ぶべき不撓不屈の精神があり、洗練された江戸つ子かたぎの、負けじ魂がある。

大正六年七月、獨法科を卒業せられると、教授は同年九月、早稻田大學の大學院に入學され、翌七年には辯護士試験に合格されている。私が始めて教授の風貌に接したのは、この大學院に入學された、恐らくは第一週目の時間であつたであらう、遊佐教授擔任の「民法實習」の時間である。人は第一印象ほど、心に強く灼き付くものはない。それ以來、四十年に近い年月が経過しているのであるが、今日でも、先輩教授として教授の研究室に、その教を乞うて論議に耽れるとき、突如として腦裡にありありと浮び來るのは、そのときの教授の學究態度である。

遊佐教授の民法實習は、大學部法學科と専門部法律科の第二學年に配當されていた隨意科目ではあつたが、その當時は、すべての講義が合併講義でもあつたし、また、學年始めの民法實習に對する學生の好奇心も手傳つてか、學生は教室にあふれていた。與えられた問題は、ある政治家を後援するために、一般から寄附金を募集していた○○後援會の委員の一人が、その保管中の寄附金の一部を自己の利益のために勝手に流用した場合、そこにどのような法律關係が生ずるか、といつたようなことであつた。二學年になつたばかりの私たちの研究發表は、留學から歸朝されて間もない、當時の少壯教授、遊佐先生獨特の「信託法理論」によつて、完膚なきまでに論駁されたものである。寂とし

て聲なしといつたところで、立ち上つた一人の學生があつた。その學生は、公募寄附金の性格とか、寄附金所有權の歸屬とか、といつた點から、背任罪か横領罪か、横領罪としても單純横領か、業務横領か、といつた刑法の領域にまでわたつて、遊佐先生と堂々と論議したものである。「關係所有權説」などという言葉も、盛に使われたように記憶する。教室は、この一學生と遊佐先生の華々しい論戰に壓倒されて、たれ一人横槍を入れようとする者もなかつた。その學生の雄々しい奮闘ぶりと、きびきびした態度とは、若き日の私の憧れの的となつて、強く印象されたものであつた。この異彩を放つた學生こそ、後の中村宗雄教授であつたのである。

辯護士試験に合格された教授は、直ちに岸清一博士の法律事務所で、辯護士事務を修習されていたのであるが、大正九年七月、民事訴訟法を専攻するため、早稻田大學から海外に留學を命ぜられた。けだしその年の四月、早稻田大學は名實ともに「大學令」による大學となつたので、専任教員の養成ということが強く要請されていたからである。かくして、教授はウイーン（塊）において二ヶ年半、ケルゼン教授及びシュペル教授の指導の下に研究を續けられ、その後、佛・獨・瑞・英に司法制度や大學制度を調査し、大いに旅囊を豊かにして、大正十二年八月歸朝せられたのである。

歸朝されてから後の、教授の活躍された領域は、人も知る如く極めて廣く且つ深く、従つてその業績も年とともに愈々益々多面的であつて、到底ここに一々記述することは許されない。ここでは、年代順に職歴と研究歴とを綜合的に示すだけに止めるが、もし、私の最も敬服している點を擧げることが許されるならば、それは、教授が一方では世間的な仕事をなされながら、他方では眞摯な研究によつて偉大な學問的業績を残されていることである。實務と研究

とは兩立し得ないものといわれているのであるが、教授の場合は、實務的才腕と學問的情熱とを、その完全な姿において、見事に兩立させて、二つの世界に輝かしい業績を擧げられている。二兎を追つて二兎を獲る。周到な用意と細心の注意とをもつて、事に當るのでなければ、到底なし遂げられないことである。

なお、教授は、昭和二十九年七月下旬日本學術會議代表として國際比較法學會へ出席、同時に全國大學教授連合の代表として國際大學教授連合第八總會に臨まれ、また、法務省、最高裁判所、衆議院法務委員會、日本法律家協會、大藏省主稅局等の依頼により、英・獨・佛・オーストリア・スイス等各國の憲法裁判所・行政裁判所・租稅裁判所等の調査ならびに各國の大學を視察され、特に英國では、文部省や大學助成委員會を訪れるなど、各國の大學教育の現状と政府の大學援助狀況をつぶさに調査し、十月十二日に歸朝された。その壯者を凌ぐ元氣をもつて、歸朝講演に、執筆に寧日なき有様である。殊に、教授が残されつつある研究業績と研究施設は、早稻田大學講師の御令息にそのまま承繼されて、父子相携えて、研究に精進されていることは、まことに羨ましい限りである。かくして、教授が學究生活と家庭生活とを見事に兩立させているところに、われわれ後輩の學ぶべき點がある。

經	歴	業	績
大正四年 七月	早稻田大學專門部政治經濟科卒業		
大正六年 七月	早稻田大學大學部法學科	翻譯 ゲルダート原著・英法原理（早稻田圖書出版協會） インターコース・井上歌郎氏と共譯（早稻田圖書出版協會）	一ハマー-ton 原著・ヒューマン・

<p>獨法科卒業 九月 早稻田大學研究科在學 (大正七年七月迄)</p>	
<p>大正七年 一二月 辯護士試験合格 辯護士名簿登録</p>	
<p>大正八年 一月 岸法律事務所にて辯護士 事務修習(大正九年四月迄)</p>	
<p>大正九年 五月 辯護士名簿登録取消 七月 留學のため渡歐(主として ウィーン大學において勉 學、大正一二年八月歸朝)</p>	
<p>大正一二年 九月 早稻田大學講師に囑任さ る 一二月 早稻田大學助教授に囑任 さる</p>	
<p>大正一三年 一二月 早稻田大學教授に囑任さ れ、現在に至る</p>	<p>著書 民事訴訟法要論中卷第一分冊(敬文堂)一二月 論文 「モラトリウム」ニ關スル研究(早法三卷)一二月</p>
<p>大正一四年</p>	<p>著書 民事訴訟法要論中卷第二分冊(敬文堂)二月(第一分冊と合本同第二卷として刊行)</p>

<p>一二月 早稻田大學法學部教務主任に囑任さる(昭和一七年七月迄)</p>	<p>論文 塊地利民事訴訟記録ニ就テ・記録原文添付(早法五卷)一二月 翻譯 ゲルダート原著・英法原理・中村彌三次氏と共譯(敬文堂) その他 早稻田法學第五卷編輯擔當(引續き第一七卷「昭和一三年」まで編輯、別に早稻田法學別冊九冊「昭和五(一四年)編輯」)</p>
<p>大正一五年</p>	<p>著書 民事訴訟法第三卷・神谷健夫氏と共著(敬文堂)二月―民事訴訟法要論第一卷(敬文堂)五月 論文 民事訴訟法改正ノ要旨ト其批評(一)(早法六卷)一二月</p>
<p>昭和二年</p>	<p>論文 再ビ「モラトリウム」ニ就テ(早法七卷)七月―陪審制度と其公判の機微(早法七卷)七月</p>
<p>昭和三年</p>	<p>著書 教材民事訴訟記録・神谷健夫氏と共編(敬文堂)四月 論文 民事訴訟法改正ノ要旨ト其批評(二)(早法八卷)一月</p>
<p>昭和四年</p>	<p>著書 改正民事訴訟法要論上卷(敬文堂)一〇月</p>
<p>昭和五年</p>	<p>著書 改正民事訴訟法評釋(巖松堂)三月 論文 民事訴訟法改正ノ要旨ト其批評(三)(早法一〇卷)三月</p>
<p>昭和六年</p>	<p>著書 改正民事訴訟法要論下卷(敬文堂)九月―改正民事訴訟法講義案(敬文堂)一二月 論文 民事訴訟法改正ノ要旨ト其批評(四)(早法一一卷)三月</p>
<p>昭和七年</p>	<p>講演 財界非常時に於ける經濟立法(於・東京朝日講堂)一〇月</p>
<p>昭和八年</p>	<p>著書 民事訴訟法要論「増補改訂」(敬文堂)四月 論文 財界非常時に於ける經濟立法(早法會誌一號)二月―民事訴訟開始の私法上の效果(早法一三卷)八月</p>
<p>昭和九年</p>	<p>その他 早稻田大學法學部會誌第一號編輯(引續き第二號「昭和九年」編輯) 論文 辯護士法を廻る諸問題(早大出版部講義録)―原本・謄本・抄本・正本(岩波・法律學辭典I)一二月</p>

昭和一〇年	<p>その他 岸清一先生を憶う(早法會誌二號) 四月</p> <p>著書 民事訴訟記録 神谷・千種氏と共著(敬文堂) 四月</p> <p>論文 民事訴訟法上の公開主義、口頭主義、口頭辯論、準備書面、準備手續、(民事訴訟法上の) 除斥・忌避・回避(岩波・法律學辭典II) 六月—大審院判例批評(民商法一卷三號) 三月(引續き現在まで約六十件執筆、その一部は判例民事訴訟法研究第一卷(昭和一四年)に收載)</p> <p>その他 岸清一訴訟記録集民事編第二輯編輯擔當(引續き同第四・六輯「昭和一一年」編輯)</p>
昭和一二年	<p>論文 訴の變更と請求の基礎(一—三)(民商法三卷一—三號) 一—三月—辯護士制度の研究(一—早法一五卷) 二月—(民事訴訟法上の) 直接(審理) 主義(岩波・法律學辭典IV) 三月—民事訴訟における請求權の競合(早大新聞) 六月—實體法學と訴訟法學との關係(關東學生法學連盟會報) 一二月</p> <p>その他 討論會の今昔(法の友二號) 二月—ウィーン大學の想いで(早大新聞) 「マルクス主義理論・收載」 四月—或る檢事の話(早大新聞) 一二月</p>
昭和一二年	<p>著書 民事訴訟法原理第一卷(敬文堂) 三月</p> <p>論文 豫審判事の證言拒絕を廻ぐる問題批判(一—二)(法律新報四七五—六號) 「實體法學・收載」 六月—辯護士制度に就て(一—四)(法律新聞四一八六—九) 「實體法學・收載」 一〇月</p> <p>その他 ケルゼン教授の面影(早大新聞) 「マルクス主義理論・收載」 二月—豫審判事の證言拒絕問題(早大新聞) 六月—現代青年の常識(早大新聞) 六月—講演・訴と請求(於・訴訟法學會) 一〇月</p>
昭和一三年	<p>著書 民事訴訟法講義案下卷(敬文堂) 一月—強制執行法(敬文堂) 一〇月</p> <p>論文 訴狀に於ける當事者表示と當事者の確定(一—二)(民商法七卷二—三號) 三月—訴と請求の意義並に其の相關關係(一—早法一七卷) 九月</p> <p>その他 農地調整法に就て(早大新聞) 一二月</p>

昭和一四年

著書 民事訴訟法・人事訴訟手續法(三笠書房) 六月―判例民事訴訟研究第一卷(巖松堂)

六月

論文 農地調整法其の他農事關係立法に就て(早法會誌七號、戰時體制法講話に再録) 二月―法律學上に於ける訴訟法の地位(早大出版部講義錄) 四月―訴と請求の意義並に其の相關關係(二完)(早法一八卷) 一一月

その他 中村万吉著「民法通論」の修補―中村万吉先生の思い出(法の友五號) 一月―中村万吉先生を憶う(早法會誌七號) 二月

昭和一五年

著書 強制執行法(早大出版部講義錄)

論文

最近の調停立法(早法會誌八號) 二月―確定判決の既判力・其の意義並に本質(早法一九卷) 四月

その他 中村万吉博士追悼記念論文集發刊の辭(早法一九卷) 四月―私には讀書が仕事である(早大新聞) 五月―戦争と良心(早大新聞) 七月

昭和一六年

八月 法學博士の學位を受く(早稻田大學)

著書

法學通論(早大出版部講義錄)

論文

民事訴訟改革の理論と其の方法(一―三)(民商法二三卷一―三號) 一―三月―司法制度特に民事訴訟制度と辯護士制度の改革(正義)〔實體法學・收載〕 二月―日本民事訴訟法學の體系理論(早法二〇卷)―農地開發法(早大出版部講義錄) 九月―改正民事立法・農地開發法(新立法の動向第一輯) 九月

その他 理念と制度との諸問題(早大新聞) 一月―書評・村松俊夫氏「民事裁判の研究」を讀む(法律時報一三卷三號) 三月―法科最近十ヶ年の回顧(早法二〇卷) 七月―日本の運法精神の涵養(早稻田學報) 九月―講演・裁判における合理主義と非合理主義(於・文部省諸學振興會) 九月

昭和一七年

七月 早稻田大學専門部法律科

長に嘱任さる(昭和一九年)

著書

民事訴訟法・人事訴訟手續法(改版)(三笠書房) 一月―民事訴訟法要論第一卷(敬文堂) 四月―破産法講義案(久野書店) 五月―訴訟法學の體系と訴訟改革理論(巖松堂) 七月―民事訴訟法講義中卷(敬文堂) 九月

一二月迄)

論文 戦時に於ける民事特別措置(民商法一五卷四號) 四月―實體法學と訴訟法學(法律時報一四卷九號)〔實體法學・收載〕 九月―裁判所構成法戰時特例・戦時民事特別法(新立法の動向第二輯)十一月―裁判の合理性と非合理性(齊藤博士還曆記念・法と裁判)〔實體法學・收載〕 二月
その他 新たなる勞作へ向へ(早大新聞) 九月―時局と人心(早大新聞) 十一月

昭和一八年

四月末より六月上旬まで滿洲、支那方面へ旅行、各地の司法制度を視察す

著書 經國法制通論(東山堂) 三月
論文 法律學に於ける對象としての「訴訟」の意義(法曹公論五〇一號)〔實體法學・收載〕 一月―滿洲國民訴訟法評釋(早法二二卷) 二月―裁判の效力(滿洲國法曹雜誌一〇卷二號) 八月―裁判の合理性と非合理性(日本諸學研究報告特輯七號) 九月
その他 専門部法律科長就任挨拶(法の友九號) 四月―中國の國民性(早稻田學報) 七月―蔣介石の這入つた防空壕(早大新聞) 七月―殘留學徒に要望する(早大新聞) 十二月

昭和一九年

一二月 早稻田大學法學部長に囑任さる(昭和二〇年一〇月迄)

論說 専門部教育の使命(早大新聞) 四月
著書 法學通論(改訂版)(早大出版部) 一二月
その他 寺尾元彦博士追悼記念論文集刊行の辭(早法二二卷) 三月―早稻田法學第二二卷編輯三月

昭和二〇年

昭和二一年

早稻田大學法學會會長に囑任され、現在に至る
一〇月 高等試験臨時委員(昭和二三年より司法試験審査委員)に委嘱さる(昭和二五年迄)

論文 司法制度の民主化(法律時報一八卷六號)〔實體法學・收載〕 六月―神の裁判から人間の裁判へ(法律文化二卷三、五合併號)〔實體法學・收載〕 八月

<p>昭和二年 四月 日本大學法文學部講師に 囑任され、現在に至る 六月 内閣新聞出版用紙割當委 員(昭和二四年一月迄)</p>	<p>著書 民事訴訟法上卷(早大出版部)一月 民事訴訟法下卷(早大出版部)七月 新憲法下における最高裁判所の機能(法律タイムス一卷六・七合併號)〔實體法學收 載〕一〇月</p>
<p>昭和二三年 一二月 日本學術會議第二部會員 に當選(關東地區)</p>	<p>著書 法制通論(敬文堂)六月 實體法學と訴訟法學(朝倉書店)六月 民法總則上卷(早 大出版部)十一月 論文 近代法學の特質とその動向・實體法學と訴訟法學との相補關係について(法律新報七 四二號)〔實體法學・收載〕一月 裁判の效力(早法二三卷)三月 人身保護法の分 析と批判(法律文化三卷七・八合併號)〔マルクス主義理論・收載〕七月 その他 早稻田法學再刊の辭(早法二三卷)三月</p>
<p>昭和二四年 八月 文部省國語審議會委員(公 用文法律用語部會長)に囑 任せらる(昭和二八年迄) 一〇月 日本學士院會員に選定せ らる 一二月 法制審議會民事訴訟法部 會委員に囑任せらる</p>	<p>著書 改正民事訴訟法(敬文堂)六月 訴と請求並に既判力(乾元社)一〇月 論文 訴訟審理の重點と審級の整理(法曹新聞二七號)〔マルクス主義理論・收載〕一月 民事訴訟制度改革の動向とその基本問題(法律新報七五三號)〔マルクス主義理論・ 收載〕三月 生産管理と公共の福祉・裁判理論を中心として(勞働と勞働法創刊號) 〔マルクス主義理論・收載〕三月 民事訴訟における一元觀と二元觀(早法二四卷三・ 四合冊)〔マルクス主義理論・收載〕三月 民事訴訟をめぐる回顧と展望(法律タイ ムス三卷二・三合併號)〔マルクス主義理論・收載〕六月 マルクシズムと訴訟法學 (法律文化四卷一・二合併號)〔マルクス主義理論・收載〕十一月 民事訴訟法學 の發達過程とその現況(早法二五卷二冊)一二月 その他 裁判と權威(早稻田學報七號)〔マルクス主義理論・收載〕三月 日本學術會議(ユ ニバーシテイ一號)〔マルクス主義理論・收載〕六月 民事訴訟法(回顧と展望)(日 本の人文科學・人文特集號)七月</p>
<p>昭和二五年 一二月 日本學術會議第二部會員 に當選(關東地區)</p>	<p>著書 民法(敬文堂)九月 訴訟法學(評論社)六月 マルクス主義理論と訴訟法學(法律 文化社)六月 論文 最高裁判所の負擔軽減と訴訟制度の改革(早法二五卷三・四合冊)六月</p>

<p>昭和二六年 一月 日本學術會議第二部長に 當選</p>	<p>その他 民事訴訟法・法律學文獻解說(法律時報二二卷四號)四月—司法試驗雜感(受験界)一〇月—講演・訴訟法學の立場からみた實體法學の學問的方法とその構造に對する疑義(於・日本私法學會秋季總會) — The Japan Science Review Law and Politics の創刊(引續き二號以下編集擔當)</p> <p>著書 法學通論(敬文堂)四月 實體法學と訴訟法學の相補關係について(早法學友會誌創刊號)二月—The Marxian Theory and the Study of the Law of Procedure(早法二六卷一・三合冊)二月—The Development and Present Condition of the Study of the Law of Civil Procedure (The Japan Science Review Law and Politics, No. 1.) 三月—訴訟法學の立場からみた實體法學の學問的方法とその構造に對する疑義(早法二六卷四冊)六月—訴訟法學の立場からの實體法學批判(私法五號)一〇月—法學と自然科學との方法的連關(日本學士院紀要九卷三號)十一月</p> <p>その他 民事訴訟法・法律學の學び方(法律時報二三卷四號)四月—報告・法學と自然科學との方法的連關(於・日本學士院總會)十一月</p>
<p>昭和二七年</p>	<p>論文 自然科學による法學の學問體系への示唆(早法二七卷一・二合冊)一月—民事訴訟法學の過去及び現在・その文獻と業績の調査(早法二七卷一・二合冊)一月—民事訴訟法の改正審議(早法二七卷四冊)三月—The Methodological Correlation between Jurisprudence and Natural Science—A Concept of a New Order in the System of Jurisprudence Suggested by Natural Science (The Japan Annual of Law and Politics, No. 1.) 三月—訴訟法(現代法學講座II・法律文化社)六月—民事訴訟法の改正について(民商法二七卷三號)六月—破産法及び和議法の改正(法律時報二四卷八號)八月—現行民事訴訟法についての若干の考察(法學新報五九卷一二號加藤先生追悼號)十一月—民事訴訟の制度と理論・その發展過程における相關性(早法二八卷)一二月</p> <p>その他 研究組織の整備とその能率化(學術月報五卷三號)六月—The Japan Annual of Law and Politics の創刊(引續き二號以下編集擔當)</p>

<p>昭和二八年 二月 日本學術會議第二部會員 に當選(關東地區)</p> <p>昭和二九年 七月 國際比較法會議、國際大學教授連合總會に出席、並びに歐洲各國司法制度、大學制度調査のため歐洲に出張(同年十月十二日歸朝)</p>	<p>著書 民法總則下卷(敬文堂) 四月—民法物權編(講義案) 上卷(敬文堂) 四月—民事訴訟要論上卷(敬文堂) 四月—民事訴訟法の主要問題(敬文堂) 一〇月—改正民事訴訟法(改訂增補版)(敬文堂) 一二月</p> <p>論文 法學と經濟學の相互連關(藤井新一先生還曆記念・法政の諸問題) 一月—訴訟の目的に就て(國家試験復刊一號) 一月—The Science of Civil Procedure Past and Present—Inquiry into its Literature and Achievement (The Japan Science Review Law and Politics, No. 4.) 三月—訴訟資料蒐集における辯論主義と職權主義(國家試験一巻七號) 七月—民事訴訟法學における二・三の問題(末川先生還曆記念・民事法の諸問題) 十一月—Der Zivilprozess als Institution und seine Theorie—Beider Zusammenhang in Lanke ihrer Entwicklung (The Japan Annual of Law and Politics, No. 2.) 十一月</p> <p>その他 報告・訴訟觀を廻ぐる最近ドイツ民事訴訟法學說批判(於・日本學士院總會) 三月—報告・Kritische Betrachtungen zur neueren deutschen Zivilprozessrechtslehre, die Prozessanschauung betreffend (An der Internationaler Kongress für Zivilgerichtliches Verfahren, Wien) 一〇月</p>
<p>昭和二九年 七月 國際比較法會議、國際大學教授連合總會に出席、並びに歐洲各國司法制度、大學制度調査のため歐洲に出張(同年十月十二日歸朝)</p>	<p>著者 破産法原論(風間書房) 六月</p> <p>論文 訴權學說と訴訟理論の構造(民法講座一卷) 六月</p> <p>その他 日本學士院及び國際民事訴訟法學會における論文報告の要項(早法二九卷二・三合册) 一月—故アドルフ・シェーンケ教授の計(民法雜誌一號) 七月—報告・The respective Roles of the Judge and Parties in "Fact-Finding" and the Importance of the "Process-Verbal" (Recording of Evidence) (At the IV International Congress of Comparative Law, Paris) 八月</p>

註・「官廳法學・收載」及び「マルクス主義理論・收載」は、それぞれ當該論文が、その後論文集「官廳法學と訴訟法學」(朝倉書店・昭和三年)、「マルクス主義理論と訴訟法學」(法律文化社・昭和十五年)に收載されたことを示す。